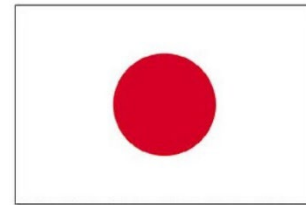


英国・日本の信託



2018年12月

英国のTrust (信託)



英国のTrust (信託)

Trust (信託)とは

財産の所有者 (Settlor 委託者) が、他の個人・グループ・法人 (Trustee 受託者) を信頼して、財産 (現金・預貯金・有価証券・不動産・美術品等) の管理・運用を託し、本人又は第三者 (Beneficiary 受益者) に元本・運用益を支払う仕組み

Settlor (委託者)	受託者を信頼して、Trustに財産を移換し、どの様に管理・運用・元本・運用益の配分をするか決め、信託証書に定める。委託者が受託者になるSettlor- interested (自益信託) も有り
Trustee (受託者)	委託者から信頼を得て、信託証書の定めに従って信託財産を管理・運用・元本・運用益の配分・税金の納付をする。受託者は法律上、信託財産の所有者となる
Beneficiary (受益者)	Trustから元本・運用益を得る。受益者は本人・一家族・複数の家族・その他の特定のグループでも可

英国のTrust (信託)

Trust (信託)の目的

- * 家族の財産の管理・運用
- * 関係する人が未成年・病気・認知症・精神障害により財産管理能力が無い
- * 財産の所有者が生存中に財産を移換
- * 財産の所有者が死亡後に財産を移換 (Trust Will 遺言信託)
- * Intestacy (無遺言相続)

英国のTrust (信託)

Trust (信託)の種類

Bare Trusts	受託者は、受益者が成人の場合、いつでも元本・運用益を支払う事が可能。 Simple Trusts (簡易信託)とも呼ばれる
Interest in possession Trusts	受託者は受益者に運用益のみ支払う
Discretionary Trusts	受託者は、信託証書に定められた目的に従って、元本をどの様に運用し、いつ受益者に支払うか、自由裁量に任されている
Accumulation Trusts	受託者は信託財産から発生した運用益を元本に組み入れ、運用する
Mixed Trusts	複数のTrustsの組み合わせ
Settlor-interested Trusts	委託者が受益者も兼ねる
Non-resident Trusts	英国の居居住者に対するTrusts

英国のTrust (信託)

Trust (信託)に対する課税

TrustsにはIncome Tax (所得税), Capital Tax (譲渡所得税), Inheritance Tax (相続税)が課税される場合がある。その場合、受託者が納税し、委託者が申告する

英国のTrust (信託)

Protective Property Trust について

- * 本人と配偶者が共同名義で不動産を所有
- * 本人が死亡した場合、その所有分を生存配偶者に相続させるのではなく、**Protective Property Trust**に組み込むと言うTrustを組む
- * その場合、その死亡した本人の不動産の所有分は、生存配偶者に相続されず、Trust 財産として別扱いになる
- * そして、その後生存配偶者がCare Homeに入って、介護サービスを受ける際、自身の財産にその分は含まれず、介護費用を節約できる場合があり、二次相続の為に、その分は保全される

英国には、介護保険制度は無く、自身の資産が不動産も含めて
£23,250以上ある場合は、介護費用は全て自己負担

英国のTrust (信託)

Protective Property Trust

詳しくは以下のインターネットサイトを参照

 **Will Associates**

Who inherits Your Wealth ? What is a Protective Property Trust ?

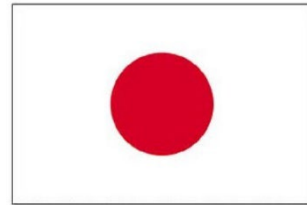
<https://willassociates.co.uk/services/protective-property-trusts>

 **UK Care Guide**

Would you like some help in seeing how to protect your home against care home fees ?

<https://ukcareguide.co.uk/protective-propertytrust-wills>

日本の信託制度(家族信託)



日本の信託制度(家族信託)

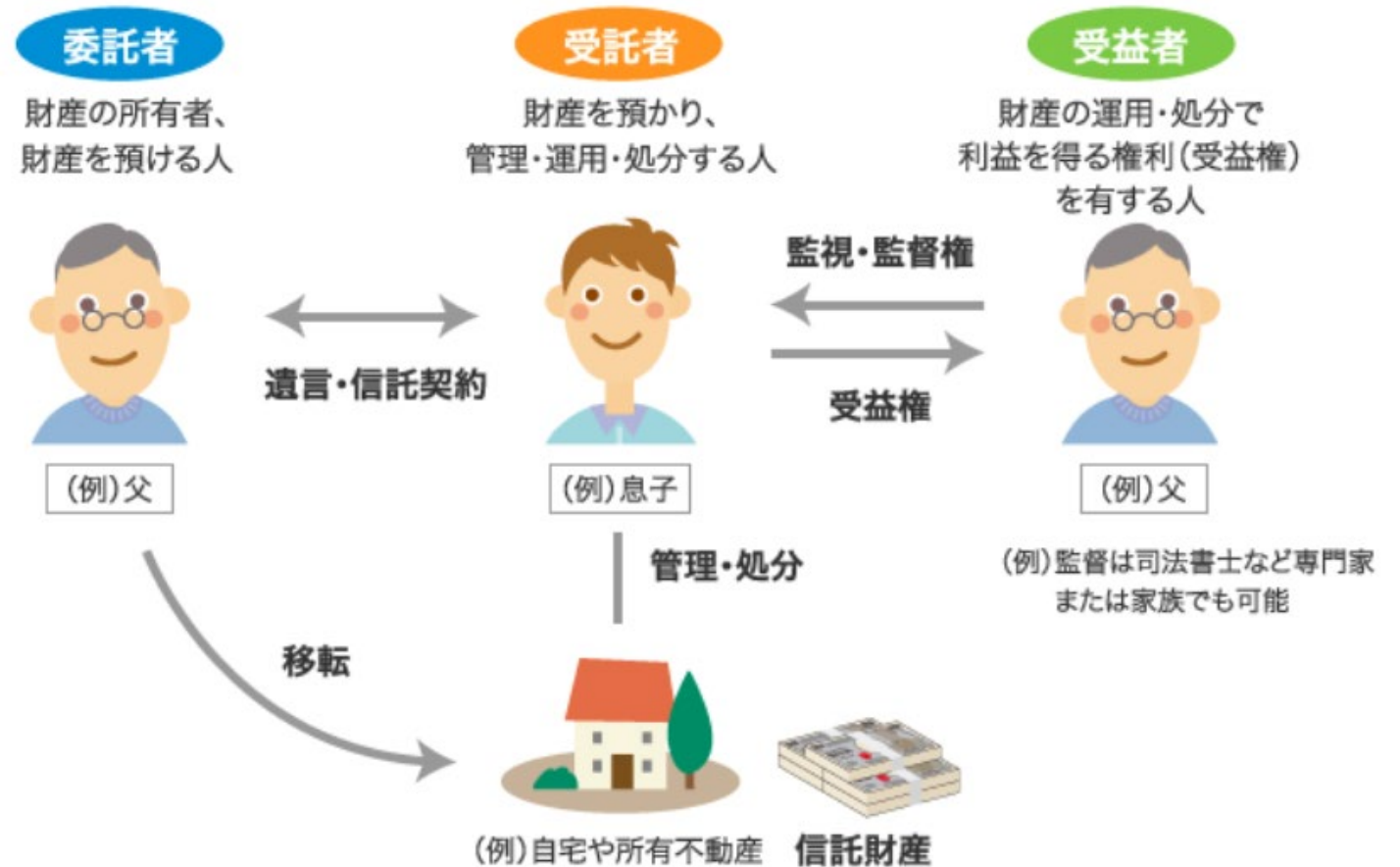
* 平成19年(2007年)9月に
改正信託法が施行

* 贈与・相続・成年後見人制度と
は異なる財産管理・承継の手法

* 本人に代わって家族に財産の
管理・運用・処分・利益配分を委
託する

家族信託

家族信託の仕組み



日本の信託制度(家族信託)

贈与	贈与の基礎控除額は年110万円。それを超えた分に10%~55%の贈与税がかかる。60歳以上の父母・祖父母から20歳以上の子・孫への生前贈与として、2,500万円の非課税枠あり
相続	本人(被相続人)が死亡して、遺言書が執行される。基礎控除額は3,000万円+600万円×法定相続人数。それを超えた分に10%~55%の相続税がかかる。配偶者には1億6千万円の控除あり
成年後見	本人に判断能力が認められる場合の任意後見と、既に判断能力が無いと認められる場合の法定後見とあり。財産は本人の為のみに取り崩し可能で、財産の投資・処分・贈与は不可
家族信託	本人に判断能力の有る間に家族信託契約を結ぶ事により、本人の財産の管理・運用・処分を信託目的に従って家族に委託出来る。委託者と受益者が同一の場合は、贈与税は掛からないが、受益者が別の場合は贈与税が掛かる

日本の信託制度(家族信託)

家族信託は、以下の全てを正式に記載して信託証書として、直ぐに執行する信託契約、又は本人死亡後に執行の遺言信託としても作成する事も出来ます

(例)

委託者 父親本人が

受託者 長男に

受益者 父親本人の為に

信託財産 父親本人所有の賃貸アパートや定期預金を

信託目的 父親本人の介護施設への入居費用の捻出の為に

信託行為 賃貸アパートの転売、定期預金の解約

日本の信託制度(家族信託)

詳しくは、以下の一般社団法人家族信託普及協会のインターネットサイトをご覧頂き、弁護士・司法書士等の専門家にご相談ください

家族による財産管理、承継の新たな手法一般社団法人 家族信託普及協会

一般社団法人 家族信託普及協会®

家族信託イベント情報
本協会主催以外のイベントの開催・登録

一般の方のご相談はこちら
家族信託コーディネーター・専門士
研修修了者名簿

会員ログイン

家族信託®とは? 協会概要 協会のサービス 相続相談に携わる方々との連携 会員制度 お問い合わせ

家族による財産管理・承継の新たな手法

家族信託®



<http://kazokushintaku.org>

▶ 「家族信託®って何？」
「相談したい」という方 [詳細へ](#)

※本協会では、個別の具体的なご相談は受付けておりません
制度の説明等は、お問合せフォームよりお気軽にお問合せください
個別の具体的なご相談は…

最寄りの「家族信託コーディネーター」「家族信託専門士」に
直接お問合せください

家族信託コーディネーター・専門士を探す
[研修修了者名簿へ](#)

▶ 士業・コンサルタントの方へ
会員向けサービスのご案内

▶ 家族信託コーディネーター®
家族信託専門士®とは

▶ 家族信託コーディネーター研修

▶ 家族信託専門士研修

▶ 家族信託講師養成講座

研修のお申込みはこちら

「一般社団法人 家族信託普及協会」
正会員募集中

▶ [会員登録はこちら](#)

▶ 会員になるとこんなサービスが受けられます▶▶▶

▶ [メールニュース登録](#)

セミナー等の活動報告や事例の紹介などを
ご案内させていただきます。



以 上

ここに掲載した情報は、2018年12月時点で最新、且つ正確を期する様最大限の注意を払っておりますが、皆様が実際に判断・行動される場合には、ご自身で確認されたり、専門家に相談される事をお勧めします。